

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1者）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	総合警備保障株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 青山 幸恭	
本店所在地	東京都港区元赤坂 1-6-6	

3 入札参加停止の理由

令和4年1月5日、総合警備保障株式会社の元社員が、千葉県内において、業務で訪れた同社管理の現金自動預払機（ATM）6か所から、現金計9,598万円を盗んだとして、窃盗の容疑で逮捕された。（事件当時は、総合警備保障株式会社千葉支社の社員だった）。

4 停止期間の始期及び終期

令和4年2月8日から令和4年3月7日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内